

**年金のお知らせ**

◇日本年金機構を装った不審なメール・電話・訪問などにご注意ください

日本年金機構やその役職員を装った訪問、不審なメールや電話、偽サイトなどが確認されています。これらを発端に個人情報や金銭を詐取される場合がありますのでご注意ください。

・電話や訪問により個人情報をお聞きすることはありません。

・訪問の際は必ず日本年金機構が発行した写真付き身分証明書を携行し提示します。

・日本年金機構の職員以外が訪問により現金をお預かりすることはありません。

◇令和5年の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」をお送りしています

令和5年1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、令和5年分の社会保険

料(国民年金保険料)控除証明書を10月下旬から11月上旬にかけて郵送していただきます。事前に「ねんきんネット」において電子送付希望の登録を行った方については電子にて送付されます。

所得税および住民税の申告において、当年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管してください。

なお、令和5年10月3日から12月31日までの間に、令和5年中初めて国民年金保険料を納付された方には、令和6年2月に控除証明書が送付されます。社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関する問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003)004(ナビダイヤル)にお問い合わせください。

**【東京司法書士会からお知らせ】**

☆令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

不動産の登記簿をみても相続登記がされておらず所有者が分からない、連絡がつかない、といった状態の発生を予防するため、法改正により相続登記の申請が義務化されます。

相続などにより不動産の取得を知った日から3年内に登記の申請をすることが義務となります。

義務化がスタートする以前に発生していた相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。

この場合は、法律の施行日から3年以内(令和9年3月31日まで)に相続登記を申請する必要があります。

正当な理由なく、義務を果たさないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

いざという時、相続登記を速やかに行えるよう、今のうちから自分の所有の不動産を確認しておくなどして備えましょう。

相続登記について相談したいときは、東京司法書士会「総合相談センター」☎03(33353)9205 または法務局西多摩支局登記部門 ☎042(551)0360 までお問い合わせください。

**「ご寄付ありがとうございました」**

に 葬祭費の一部を福祉のため

10万円 天野 成浩 様  
5万円 原島 久治 様  
(丹三郎)



年金・ご寄付ほか

**～10月のふるさと納税額のお知らせ～**

つぎのとおり、ご寄付をいただきました。ありがとうございました。

目的	件数	金額
森林管理・環境景観保全のためとして	13件	420,000円
森林セラピー事業等の整備・活動事業のためとして	11件	261,000円
財政運営資金の一端(一般寄付)として	16件	422,000円
合計	40件	1,103,000円